

一世紀ポワトゥーの一史料に見る世俗領主たちの紛争

——和解・戦争・君臣関係・身体——

轟 木 広 太 郎

はじめに

一三世紀以前のヨーロッパ社会における紛争と紛争解決は、近年、ヨーロッパの歴史学界においても、またわが国でも活況を呈している研究テーマのひとつである。その理由は、一〇——一二世紀の社会秩序について従来からの図式が塗りかえられる可能性を多くの人がそこに見てとっているからだとおもわれる。二〇世紀半ばすぎまで支配的だった古典学説では、フランスを中心とした封建的分立状態の進んだ地域は、国王・諸侯権力が無力化するアーナキー状態に陥ったとされてきた。^①その後、G・デュビー、J・F・ルマリニエをはじめとする地域史研究は、紀元千年前後の諸侯領の分断を、たんなる社会の無秩序というよりも、城主制という、あたらしい統治システムとして積極的に提示した。とはい

え、城主たちが諸侯の法廷に服さなくなるという主張からして、司法の機能不全という古典学説の認識は少なからず踏襲されたのであった。^②こうした理解からは、司法と治安がようやく安定化に向かうのは、カペー王権と諸侯勢力が裁判権の整備を軸に領域統合に着手する一二世紀前半をまたなくてはならない、という見解がごく自然と導かれた。

しかし、紛争研究が異議を唱えたのはまさにその点であった。従来の見方の根底には、訴訟であれ暴力であれ、私人間の紛争状態を解決するのは、最終的には公的な秩序維持システム、わけても国家の司法制度をおいてほかにないという前提があった。しかし、「[国家なき]時代にも、公的な強制力とはべつ次元で、さまざまな種類の紛争が処理されていたとすればどうか。こうした視点から、一——一三世紀半ばの南フランスの修道院証書を読み

なおし、戦士社会の紛争解決法について斬新な解釈を提示したのがF・L・チエイエットであった。チエイエットは、当時主流を占めた和解は、法廷の無力の証しではなく、戦士たちの名誉観念を考慮した柔軟な仲裁の結果だったという。というのも、和解においては、裁判官や法廷参加者が当事者双方に何らかの補償を与えることにより、完全な敗訴という不名誉をだれにも負わせずに紛争を有効に決着させたからである。^③

チエイエットの主張は、その後、H・D・ホワイト、W・デイヴィーズ、P・フラクラ、P・ギアリーら英米の研究者を中心に敷衍される。その結果、紛争当事者とその親族、封主、「朋輩」が、共通の価値観にもとづいて法廷の内外で交渉を重ね、解決のための合意形成をはかるという貴族社会の秩序イメージが形成されていった。^④ こうした見解は、D・バルテルミー、B・ルメルらやや遅れて紛争研究に関心を示したフランスの研究者にも基本的には受容されているといつてよい。^⑤ さらに和解の重要性を強調する傾向は、前後の時代の研究にも波及した。R・ルージュアンは、カロリング時代には、和解を中心とする当事者間の私的な紛争解決を制限しようとする王権の試みがあつたが、それは挫折したと述べている。^⑥ 他方、C・ゴヴァールも、一四・一五世紀に国王恩赦状が付与される前提条件として、被害者との示談が重視された

と指摘している。^⑦ さらに、当事者を和解に導くための説得・圧力の手段（呪詛や破門、聖遺物の利用）や儀礼（権利放棄、降伏、悔悛の儀式）、和解を維持する方法（封建関係の締結、祈祷兄弟盟約への加入）についての研究も、共同体的コンセンサスにより柔軟に紛争処理を図る中世領主社会のイメージを補完した。^⑧ 以上の研究動向に、古典的アナキー説と同時に、国家的な司法制度のみを本来的な治安システムとする仮説への反論が込められているのを見てとることはそれほど難しくはあるまい。

しかし、こうした転換の一方で、そこにはいくつかの問題点や課題があることも否めない。第一は、修道院証書への偏向という史料の問題である。紛争研究の先導者の一人であるホワイト自身が反省したように、従来の研究は、修道院史料の多数を占める、修道院と権勢が比較的拮抗する領主との紛争を考察の中心に据えることが多く、宥和的な和解のモデルには必ずしも当てはまらない紛争、たとえば「悪しき慣習」（領主的賦課租）の負担を被る農民を巻き込んだ訴訟、封主など第三者による強権的な介入、判決による決着のケースなどは十分に論じてはこなかった。^⑨ さらに修道院史料には、紛争の過程における戦争やフェーデの役割がせいぜい間接的にしかあらわれないという難点もある。^⑩ この点、紛争のさいの騎士によるフェーデは、九世紀末以来、敵対領主の支

配下にある農村への攻撃とかたちで行われたことを論じたバルテルミーの近著などが注目に値しよう。^①

第二は、歴史研究の理論的背景の問題である。紛争研究が提示してきた「コンセンサス」社会という見方は、じつは現代の欧米先進諸国における正規の裁判の枠外で調停・和解を推進しようとする司法改革の動き（「裁判外紛争処理」）と無縁ではない。チェイエットやホワイト（および彼らが参考にした人類学者たち）は、こうした現代的要請を、「司法ⅡコンセンサスⅡ和解」という図式のもとに、中世社会の秩序観念に無意識に投影した部分が小さい^②。とここで、このように考えてみて気づくのは、そこには古典学説と本質的に変わらぬ前提があるということである。両者は結論こそ違え、紛争を解消し秩序を回復するはたらきを司法本来の姿と捉え、具体的にはそれはどうなされているかという問いに答えようとしているのである。

しかし、われわれは近現代社会のなかで、それを超える司法の現実と直面してはいないだろうか。たとえば、刑事罰としての監獄は、工場や学校と並んで、人間を規律化・規格化する機能を担ってきた。また民事訴訟においては、保険のテクニクを用いて賠償を計算し、人の身体や生命の価値が決定されている。ここに見る司法は、紛争の解消法というよりは、さまざまな社会的実践

の一部として、その時代特有の経験（正常・異常による人間の区分、リスクの管理）を形作るという側面をあらわにしているのである。^③ 中世社会においても、司法はその外部と連動して、何か特別な役割を担っているのではないか。

以上の二つの問題点に鑑みて、本稿では、第一に、世俗社会の紛争にかかわる史料を分析の対象とし、第二に、紛争の過程のなかに社会のほかの活動との関連を（紛争の解消という点にとどまらず）探るという課題を設定する。具体的には、一一世紀前半の、アキテーヌ公（ボワティエ伯）ギヨーム五世とリュジニャン城主ユーグとのあいだの数々の紛争を記した『コンウエントウム』^④という史料を取り上げ、世俗領主間の紛争において、和解が、一見それとはかけ離れた戦争とこの社会のなかでどのように結び合っていたか、また紛争そのものが領主間の権力関係をいかに内的に規定するものであつたかをあきらかにしたい。^⑤ そこからは、和解の多様なはたらき、人質、戦闘行為、封建的忠誠と裏切りなど、修道院証書では捉えがたい、この時代独自の経験的要素が浮き彫りになるだろう。ただ本論に入るまえに、史料とそれをめぐる先行研究を概括しておこう。

① こうした見解はあまりにも多数にのぼるが、一例として、Y. Bongert, *Recherches sur les cours laïques du Xe au XIIIe siècle*, 1949.

- ② G. Duby, *La société aux XIe et XIIe siècles dans la région mâconnaise*, 1954; J.-F. Lemaigrier, *Le gouvernement royal aux premiers temps capétiens (987-1108)*, 1965.
- ③ F. L. Cheyette, "Saum cinque tribuere", *French Historical Studies*, 6, 1970, pp. 287-299.
- ④ S. D. White, "Pactum legem vincit et amor iudicium: The Settlement of Disputes by Compromise in 11th Century Western France", *The American Journal of Legal History*, 22, 1978, pp. 281-308; id., "Feuding and Making Peace in the Touraine around the Year 1000", *Traditio*, 42, 1986, pp. 195-263; W. Davies and P. Fouracre (eds.), *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, 1986; P. J. Geary, "Vivre en conflit dans une France sans État: typologie des mécanismes de règlement des conflits (1050-1200)", *Annales ESC*, 41, 1986, pp. 1107-1133. 藤田の『中世ヨーロッパ論文集』代表的の49° C. Gauvard et al. *Le règlement des conflits au moyen âge*, 2001; W. C. Brown and P. Górecki (eds.), *Conflict in Medieval Europe: Changing Perspectives on Society and Culture*, 2003; C. Gauvard, (ed.), *La justice en l'an mil*, 2003. また、邦語では次の研究動向の紹介が必読である。服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決」『史学雑誌』一一三・一二・二〇〇四年、六〇—八二頁。同「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序——紛争解決と国家・社会——」『史林』八八—一・二〇〇五年、五六—八九頁。
- ⑤ D. Barthélemy, *L'an mil et la paix de Dieu. La France chrétienne et féodale 980-1060*, 1999; B. Lemesle, "Ils donnèrent leur accord à ce jugement: Réflexions sur la contrainte judiciaire (Anjou, XIe-XIIe siècle)", C. Gauvard, (ed.) *La justice en l'an mil*, pp. 123-147.
- ⑥ R. Le Jan, "Justice royale et pratiques sociales dans le royaume franc au IXe siècle", *La giustizia nell'alto medioevo (secoli IX-XI)*, XLIV, *Settimane di studio del Centro italiano di studi sull'alto medioevo*, 1997, pp. 47-90.
- ⑦ C. Gauvard, "Grâce et exécution capitale: les deux visages de la justice royale française à la fin du moyen âge", *Bibliothèque des écoles des chartes*, 153, 1995, pp. 275-290.
- ⑧ 行った研究は多数にのぼるが、ほんの一例として、P. Geary, op. cit.
- ⑨ S. D. White, "From Peace to Power: The Study of Disputes in Medieval France", E. Cohen and M. de Jong (eds.), *Medieval Transformations: Text, Power, and Gifts in Context*, 2001, pp. 203-218.
- ⑩ 服部良久もトインツ界の動向を紹介して、フェーネを組み込んだ紛争研究の再検討の必要性を指摘している。同「前掲論文」七八—八五頁。
- ⑪ D. Barthélemy, *Chevaliers et miracles: la violence et le sacré dans la société féodale*, 2004, pp. 9-44. ただし、バルテルミーの「騎士的フェーデ」についての主張は、彼が「封建革命」論者として批判するデニビーの分析と大きく違わない。ジョルジュ・デュビー（松村剛訳）『ブーヴィーヌの戦い——中世フランスの事件と伝説——』平凡社、一九九二年。また上級貴族の間では、事前の交渉や儀礼的所作によって戦争と和解が一定のルールに則って展開したという主張でバルテルミーにも影響を与えたドイツ史の研究として、ゲルト・アルトホフ（柳井尚子訳）『中世人と権力——「国家なき時代」のルールと駆引——』八坂書房、二〇〇四年。
- ⑫ とくに以下の論文は、人類学から多くの示唆を得ているアメリカの紛争史研究者の思想的背景を明らかにしている点で興味深い。ジェイン・F・コリアー（佐藤憲一訳）「紛争パラダイム以後の北米人類

学」棚瀬孝雄編著『紛争処理と合意——法と正義の新たなパラダイムを求めて——』ミネルヴァ書房、一九九六年、一〇七一—三九頁。

⑬ 近現代の刑事・民事司法のありかたをこのような観点から解き明かしたものとして、ミシエル・フーコー（田村俣訳）『監獄の誕生——監視と処罰——』新潮社、一九七七年。F. Ewald, *Histoire de l'état providence*, 1986.

⑭ 利用である校訂版として次の二つがあるが、本稿では後者を用いた。J. Martindele, *Status, authority and regional power: Aquitaine and France, 9th to 12th centuries*, 1997, ch. VIIb, G. Beech, Y. Chauvin, et G. Pon (éd.), *Le conventionum (vers 1080): un précurseur aquitain des premières éphèbes*, 1995 (以下 *Le conventionum* と略記), pp. 123-138. ちなみにこの書物は、史料に加えて、ピーチによる研究書の性格も備えている。

⑮ こうした論点が、先行する紛争研究のなかで皆無だったわけではな

く。たとえば P. Geary, op. cit.

一 史料について

『コンウエントム』は、一〇二〇年代のボワトゥー地方を舞台とする、アキテーヌ公と複数の城主がかかわった数々の紛争の記録である。世俗領主間の現実の紛争を描いたこのような史料は、ほぼすべての著述が教会人の独占であったこの時代、きわめてまれであったといえる。その内容は、中心人物であるリュジニャン城主ユーグのその時々の紛争相手に応じて、便宜的に大きく二つの局面に分けることができる。

【局面①】ユーグとトゥアール副伯の、シャテルロー副伯ボゾンの封をめぐる紛争^①

【局面②】ユーグとランコン領主エムリおよびラ・マルシユ伯ベルナールとの紛争^②

ただ、『コンウエントム』の主人公は、あくまでもユーグとアキテーヌ公ギョーム五世の二人である。というのも書き手は、ユーグの直接の紛争相手が他の世俗領主のときも、ギョーム五世の第三者としての介入に必ず言及し、しかも全体をつうじて、あくらかに主君ギョーム五世に対してユーグを弁護するという立場をとっているからである。

他方、この史料には不明な点もいくつかある。第一は書き手の問題で、ユーグ弁護の立場からリュジニャン家にかかわりの深い聖職者であるとは推測されるものの、残念ながらそれ以上のことは分らない。また、史料中の人物名、地名、年代などに詳しい説明が欠けている点もそうである。たとえば、ユーグは「chiar-ous 千人隊長」と記されるだけで、所有する城への言及などからようやく同名のリュジニャン領主と同定されるにすぎない。ただこうした同定作業をつうじて判明する関与者の顔ぶれから、一連の紛争が一〇二〇年代のことと確定されるのである。同じく執

筆年代も、諸事件の記憶がまだあたらしく、詳しい説明を要しなかったという点から事件直後と推定されている。^④

次に、『コンウエントウム』と修道院証書を比べてみたときの共通点を挙げておこう。第一は、多数の紛争が何らかの種類の和解により決着している点である。じつさい、和解を表すのに使われているタームも、“conventum” “convenientia” “finis”（以下、「約定」の訳語を当てる）など、修道院の和解文書と明白な共通性がある。^⑤つまり、見たところ、『コンウエントウム』中の世俗領主の間でも判決を回避して和解により紛争を処理するという一般的な傾向が窺われるといえる。第二に、記述が一方の当事者の立場に偏っているという点である。修道院証書も修道士たちの権利を正当化するための文書という性格が強い。『コンエントウム』は、ユークが将来の係争に備えて証拠や覚書として準備したものである点で研究者の意見はほぼ一致しているが、筆者もこの立場をとる。

他方、明白な相違点もいくつか挙げることができる。第一は、すでに示唆したように、記述の内容がきわめて世俗的で、逆に宗教的関心が希薄だという点である。世俗領主はもちろん、文書中にあらわれる三人の司教もみな、アキテーヌ公の宮廷人として、あるいは城や封などの世俗財産にかかずらう人物として描かれて

いる。第二は、感情表現や対話が多用されている点である。たとえばギョーム五世が、命令の遂行を躊躇するユークをつぎのように威圧する場面はその典型であろう。「農民を汝の主とせよと余が命じれば、汝はそうするのだ。」^⑥修道院証書にはこれまでの劇的なやりとりが盛り込まれることはまずない。第三は、使われているラテン語に、文法や語形の点で破格が目立つことである。この点については、当時の俗語の語彙と文法の影響を指摘する研究もある。^⑦とくに第一と第三の点は、他の同時代史料にはほとんど見当たらない独特の特徴と言えるだろう。

ところで、『コンウエントウム』をめぐる先行研究の関心は紛争のプロセスではなく、ギョーム五世と有力城主との制度的な関係性という問題にもつばら集中してきた観が強い。まず、J・P・ポリー&E・ブルナゼル、デュービーは、城主層の台頭による政治的混乱のなかで、紀元千年前後には彼らとアキテーヌ公との関係が、カロリング国家への公的忠誠から、封の授受に依存する私的忠誠の関係へと移行しつつあったとの見方を示した。^⑧しかし、こうしたいわゆる「封建革命」論には厳しい批判が向けられている。ホワイトとバルテルミーは、私的忠誠はすでに九世紀末からカロリング国制の一部をなしていたと主張し、紀元千年の変化という前提を否定する。二人は、『コンウエントウム』に描かれた

城主層とアキテヌ公の対立を、封の授受に依存する私的忠誠がもたらした、より不安定な政治状況のあらわれとは見ない。とくにバルテルミーは、封の授受とオマージュは領主間の関係の出発点にすぎず、そのあと公的とも私的ともなりうる忠誠をめぐる複雑な権力関係が展開したと指摘する^⑧。

またこうした論争とはべつに、君臣関係や封にかかわるさまざまな用語を詳しく検討したものとして、J・マーティンデイルとG・ビーチの研究がある。とくにビーチは、『コンウェントゥム』中の「主君に裏切られる封臣」というモチーフに着目し、この史料を『ラウル・ド・カンブレ』など、一二世紀武勲詩の先駆と位置づけた^⑨。しかし、騎士文学とテーマ上の類似性がたしかに認められるとしても、史料中の登場人物と年代が歴史的に矛盾なく同定される以上、『コンウェントゥム』をあえて虚構と見なす必要があるとはおもわれない。むしろ問題は、史料の内容が虚構が現実かということよりも、君臣間の裏切りというテーマを「一二世紀の領主社会に対してどう位置づけるかであろう」^⑩。

このように、この史料は一二〇年あまり、紛争研究ともかわり深い歴史家も含めてかなりの注目を浴びてきた。しかし、「はじめに」で示したような観点、すなわち紛争のプロセスのなかに、司法とその外部との結びつきを探るという試みは基本的に

はまだ見られないようである。以下、まず約定の多様なはたらきから検討してゆくことにしよう。

① *Le conventum*, pp. 123-127.

② *Le conventum*, pp. 127-138.

③ こうした点については、本章註⑥のビーチやマーティンデイルの研究に依拠した。

④ P. Ourliac, "La convenientia", *Études d'histoire du droit privé offertes à Pierre Petit*, 1959, pp. 413-422; E. Magnou-Nortier, "Fidélité et féodalité méridionales d'après les serments de fidélité, Xe-début XIIe siècle", Ph. Wolff (éd.), *Structures sociales de l'Aquitaine, du Languedoc et de l'Espagne au 1er âge féodal*, 1969, pp. 115-142; P. Bonmassie, "Les conventions féodales dans la Catalogne du XIe siècle", *Structures sociales de l'Aquitaine, du Languedoc et de l'Espagne au 1er âge féodal*, pp. 187-220. 以上の研究は南フランスやスペインに集中しているが、ポトゥーや北フランスでも同様な和解の形式はむしろ広く見られた。

⑤ *Le conventum*, p. 128.

⑥ W. M. Hackett, "Aspects de la langue vulgaire du Poitou d'après un document latin du XIe siècle", *Mélanges offerts à Rita Lejeune*, 1969, pp. 13-22.

⑦ J.-P. Poly et É. Bournazel, *La mutation féodale, Xe-XIIe siècle*, 2^e éd., 1991, pp. 138-142; G. Duby, *Le moyen âge: de Hugues Capet à Jeanne d'Arc* (987-1460), 1987, pp. 127-141.

⑧ S. D. White, "Stratégie rhétorique dans la Conventio de Hugues de Lusignan", *Histoire et société: mélanges offerts à Georges Duby*, t. 2, 1992, pp. 147-157; id., "The Politics of Fidelity: Hugh of Lusignan and

William of Aquitaine", C. Duhamel and G. Lohbrichon (ed.), *Georges Duby: L'écriture de l'histoire*, 1996, pp. 223-230; id., "A Crisis of Fidelity in C. 1000?", L. Alfonso, H. Kennedy, and J. Escalona (eds.), *Building Legitimacy: Political Discourses and Forms of Legitimacy in Medieval Societies*, 2004, pp. 9-28; D. Barthelemy, *L'an mil et la paix de Dieu*, pp. 331-358; id., "Autour d'un récit de pactes («Conventum Hgonis»): La seigneurie châtelaine et le féodalisme, en France au XI^e siècle", *Il Feudalismo nell'Alto Medioevo*, 2 vols., *Settimane di Studi del Centro Italiano di Studi sull'Alto Medioevo*, 47, 2000, vol. 1, pp. 447-489.

⑥ J. Martindale, *op. cit.*, ch. VIIa and VIII; G. Beech, "The Lord / Dependent (Vassal) Relationship: A Case Study from Aquitaine c. 1030", *Journal of Medieval History*, 24, 1998, pp. 1-30.

⑩ *Le conventum*, pp. 7-111. 主君とヴァルに裏切られつづけるつこには母が身を寄せていた修道院に火をかけられたヘルニエは、たしかにギヨーム五世に裏切られるユーグの姿と重なる。S. Kay (ed.), *Raoul de Cambrai*, *Lettrés gothiques*, 1996.

⑪ 騎士文学に見られる裏切りのテーマを扱ったボワイトの以下の論文が示唆に富む。Id., "The Problem of Treason: the Trial of Daïre le Roux", P. Stafford, J. L. Nelson and J. Martindale (eds.), *Law, Loyalty and Solidarities: Essays in Honour of Susan Reynolds*, 2001, pp. 95-115.

二 約定の多様な役割

『コンウェントウム』には合計一〇を上回る約定への言及があり、世俗社会でも和解が紛争解決の形式として大きな割合を占め

ていたらしいと先ほど述べた。しかし、じつはそれほど単純な結論を下すわけにはいかない史料的理由がある。『コンウェントウム』と修道院文書とでは、記述スタイルの次元で大きな違いが存在する。後者では、個別の紛争が記述の対象とされ、それゆえ、敵対関係は個々の証書の枠内に完結して描かれるのがふつうである。ところが前者では、ギヨーム五世とユーグの君臣関係の長期的な展開を記述の基盤として、そのうえに多くの約定が位置づけられるという構成になっている。そのため、この史料では、一つの約定が終結させた個別の紛争ではなく、むしろ逆に、様々な約定を含みこんだ大局的な権力関係の推移が浮かび上がるのである。そこからは、単なる和解の締結にはとどまらない約定の多義的なはたらきが見えてくることになる。

『コンウェントウム』の冒頭では、ギヨーム五世とユーグが最初に結んだ約定が記されている（【局面①】）。この約定により、シャテルロー副伯ボゾンの保有する「honori 顕職封」が、ボゾンの死後ユーグに譲渡されることが取り決められた。ところが、実際にボゾンが死去すると、この封がトゥール副伯サヴァリにより強奪されるという事件が起こる。これを契機に、アキテーヌ公と二人の有力城主の間に以下のような複雑な紛争が展開すること

になる。

ギョーム五世は、ユーグの期待に反して、トゥール副伯の行為を黙認した。しかし、同時にユーグにも、サヴァリの跡継ぎの甥ラウルとは、封が返還されない限りいかなる約定も結ばないとの保証を与えていた。ところが、ギョーム五世は「内密裡に」ラウルの保有を承認してしまう。これが、最初のギョーム五世の裏切りである。

ただ、ラウルもギョーム五世を完全に信頼したのではなかった。別途ユーグに接近して約定を結び、ギョーム五世を出し抜こうとするのである。この約定により、ラウルは問題の封に代わる別の土地をユーグに与え、さらに自分の娘をユーグに嫁がせるという合意が成立する。今度は、ギョーム五世が周章し対抗策を迫られる番であった。彼はユーグに、「求めるものなんでも与える」代わりに婚約を破棄するよう求める。果たしてユーグは、公への「愛と忠誠のゆえに」この申し出に従うと答える。^①ちなみに、このように裏切られた家臣が「愛と忠誠」から主君への帰順の意を示すというのも、武勲詩によく描かれるモチーフである。^②

以上の事件の経緯から見えてくるのは、約定が紛争の解決策であるのは、それを個々に切り離して見た場合にすぎないという点である。ラウルがユーグに和解をもちかけたのは、もちろんユー

グの報復を恐れたからであらう。しかし、それは同時に、上級領主であるギョーム五世の影響力を、城主間の水平的な連帯により排除しようとの方策でもあったといえる。ここには、城主間紛争を調停する封主というような単純な構図はない。じつさい、この城主間の約定は主君の反発を引き起こさずにはおかなかった。ギョーム五世は、上級領主の婚姻承認権を持ち出して、ユーグに約定の破棄を迫ったようである。

このあとギョーム五世は、ユーグに、(おそらくラウルとの約定破棄の代償として)死去したばかりのバルトゥネイ城主ジョスランの頭職封と寡婦を受け取るように求めている。興味深いのは、それを実現するために、この封の本来の授与者であるアンジュー伯フルク・ネラとの会談を設定し、ユーグへの受封を定めた約定を結んでいる点である。ここには当時の封の授受をめぐる複雑な慣行の存在が窺われる。ギョーム五世は、自身が直接の封主でなくとも、べつの封主との交渉により封の授受に関与しているのである。しかも、その取り決めはまたも約定というかたちでなされている。ここでは紛争のプロセスが、交渉と約定を介して封建関係の締結という行為とつながっているのを見てとることができる。さて、ギョーム五世は、今度はこの約定をラウルに圧力をかけるのに活用する。ラウルを呼び出して、ユーグが先の約定を破棄

すると同時に別の約定を結んだことを述べ、この措置はラウルの主君への不忠に対する罰だと宣告したのである。^③

このようにある約定に別の約定を対抗させる紛争の展開は、コンセンサスによる秩序回復という、修道院文書から導かれてきた従来のイメージとは大きくかけ離れていないだろうか。違いは、上級領主の介入が必ずしもニュートラルな仲裁とはいえないという事態から生じているようにおもわれる。ところで、ここまで紹介してきた部分では、紛争の対象となっている城や土地は「封」とされているが、後述のいくつかの箇所では、城主自身が世襲財産と見なす物件もまた主君を交えた紛争と約定の対象になっている。バルテルミーの言うように、『コンウエントウム』では、封

か自有地からの区別は紛争の過程で問われてはいない。^④すべてが、約定のための折衝の対象となりえたのである。見てきたように、城主間の紛争がたえず上級領主であるアキテーヌ公との潜在的な対立を内包する背景には、こうした財産の理解の仕方があったとおもわれる。

ここまでの約定のはたらきをまとめれば、それは、城主間の和解になることもあれば、上級領主への対抗手段ともなり、また上級領主による裏切りの方策ともなれば、下位領主への処罰ともなりえたということができよう。単独には和解に見えるそれぞれの

約定は、同時に、長期的な次元で紛争を個々に有利に展開させる方策でもあり、封建関係を作り出す起因でもあったのである。しかし、約定のはたらきや目的はそれだけにつきるものではない。

トゥアール副伯ラウルの死去によつて紛争は次の局面を迎える。ユーグは好機到来とばかりに、長年の宿望であった問題の封の授与をギョーム五世に求める。これに対してギョーム五世は、ラウルの跡を継いだ甥のジョフロワが返還に応じるまで、トゥアール側とはいかなる約定も結ばないとユーグに誓約する。ところが、ギョーム五世はまたしても前言を翻して、ジョフロワと約定を交わしたと、書き手は、再度ギョーム五世の背信ぶりを強調している。

しかし、ここで注目されるのは、ギョーム五世との約定のあと、ジョフロワがユーグへ武力攻撃を開始したという記述である。ジョフロワはリュジニャン家の居城のひとつであるムズイユを破壊し、捕らえた騎士たちの腕を切り落とし、ユーグ側に多大の損害を与えたという。^⑤つまり、アキテーヌ公との約定は、戦争の前提条件として位置づけられているように見えるのである。この約定は、ジョフロワの側にとっては、先代から続くアキテーヌ公との紛争の和解であると同時に、潜在的な敵対者である別の城主への攻撃の暗黙の承認でもあったといえるのではないだろうか。

約定と戦争との関連は、ユーグとランコン領主エムリとの紛争（局面②）においてよりいっそう明確になる。紛争の発端は、

ラ・マルシュ伯ベルナルの封臣であるエムリが、ベルナルからシヴレイ城を奪取したことにあった。この領主間紛争も二者間の問題にとどまらず、やはりギョーム五世の介入を招くことになった。ただし、ギョーム五世は直接的行動には乗り出さず、代わりに、ユーグにシヴレイ城の一部をベルナルから封として受けるように命じた（理由は後述）。この間接的な授封の手法は、先のアンジュー伯の場合と類似している。ところが、ユーグはこの命令に難色を示し、一年にわたってその遂行を留保する。ついにしびれを切らしたギョーム五世は「余が農民を汝の主とせよと命じれば、汝はそうするのだ」と、ユーグに向かって高圧的な言辞を吐いたという。結局、ユーグはまたも主君に帰順し、ベルナルと授封の約定を結ぶことになる。

ところで、なぜギョーム五世がこのような命令を下したかは、一見判然としない。しかし、続く箇所での疑問は氷解する。そこには、ベルナルの封臣となったユーグがシヴレイ城攻撃を開始し、戦闘の末、封臣と所領に甚大な損失を出したことが記されているからである。^⑥つまり、ギョーム五世の狙いは、ランコン領主エムリとの紛争において、ユーグをラ・マルシュ伯側の封臣と

して戦線に立たせることにあったと推定されるのである。シヴレイ城に封を保有することになったユーグは、さきのトゥール副伯ジョフロワ同様、敵対者への先制攻撃の根拠を持つことになった（正確には、持たされた）のである。そもそもユーグが当初命令を拒んだのも、名目にすぎない受封が参戦への同意を意味すると認識していたからであろう。したがって、この約定の目的は、戦争を見据えた紛争関係のなかに一人の家臣を動員することになったということができる。

以上のように、『コンウエントウム』からは約定の多様な役割があらかとなる。その役割とは、仲裁・調停につきるものではなく、紛争の過程で結ばれる約定は、封や世襲財産の帰趨を決定しつつ、戦争を根拠づけ、君臣関係を再規定するという積極的なたらしめを担った。アキテーヌ公と城主層との権力関係は、むしろ、一種の恒常的な紛争状態を土台としてダイナミクに展開していたようにおもわれるのである。和解はこうした複雑な権力関係の側面であるにすぎなかった。

① *Le conventionum*, p. 123.

② *Le conventionum*, pp. 39-41.

③ *Le conventionum*, pp. 123-124.

④ D. Barthélémy, op. cit., pp. 456-459.

⑤ *Le conventionum*, pp. 125-126.

⑥ *Le concenium*, pp. 127-129.

三 人 質

以上のことは、この社会がそれだけ無秩序だったことを意味するわけではない。筆者が強調したいのは、一見和解に見える約定のはたらきが、戦争への道筋を設定したり、封の授受を促がしたりといった、司法の外部の経験とひそかに結ばれているという点である。そこで次に、和解や戦争にさいして、封・城・土地といった係争物件と取引されたモノの存在に着目してみたい。というのは、こうやって移動するモノのなかにこそ、和解と戦争という一見相容れない二つの行為を（前章で示唆したように）この社会のなかで通底させている具体的条件が見出されるとおもわれるからである。

修道院史料でも、和解後敵対者に付与されたモノについては頻繁に「言及が見られる。その多くは、係争物件とは別の土地や権利、金銭、馬や武器、修道士のとりなしの祈りなどであった。こうした慣行について、たとえばボワイトは、人類学の「贈与―反贈与」の図式を援用して、和解を確実にするための、権利放棄（という好意の贈り物）に対する一種の返礼であったとの解釈を示している。^① 一方、『コンウエントウム』のなかで、係争物件と交換

されるモノとして際立っているのは人質であるようにおもわれる。では、交換材料としての人質は、前章で見た約定の多義的な役割との関連ではどのような意味を持ったのだろうか。

人質への最初の言及は、先に述べた、ユーグとトゥアール副伯ジョフロワとの戦闘で、ユーグの家臣たちに大きな損失が出た場面のと、ユーグによる報復の箇所の中に見られる（局面①）。ユーグはその戦闘で、トゥアールの騎士四十三名の捕縛に成功した。『コンウエントウム』の書き手は、捕虜の価値を四万ソリドウスと算定して、それが、戦争の過程でユーグが失った所領を奪還する、すなわち「*pax* 平和と *justitia* 正義」を得る格好の交換材料となる可能性があったと述べている。^② しかし、ここでもギョーム五世の横やりが入る。ギョーム五世はユーグに使者を遣わして、人質の引渡しを要求するのである。ユーグは抵抗するが、ギョーム五世はまたしても次のような尊大な言葉を口にする。「汝は余のものであり、余の意に沿わねばならぬ」と。ユーグは、本意ながらやはりこの命令に従うことを決意する。そしてギョーム五世と約定を交わし、所領の回復の約束とそれが叶わぬ場合の賠償の保証と引き換えに人質を引渡す。だが、ギョーム五世の約束はまたもや履行されなかったという。^③

ここで確認できるのは、城主間の戦争で獲得された捕虜が、つ

ぎには上級領主との約定において取引されているということである。『コンウエントゥム』の書き手が注意深く捕虜の値段を算出していることに注目すべきだろう。人質は価値づけられることにより、具体的なモノとして戦争と約定とを結びつけるのである。

一番目の言及は、ユーグがギョーム五世の命令によりラ・マルシュ伯ベルナルにオマージュを捧げて封臣になった約定の場面（局面②）に見つかる。このさい、ベルナルは授封と同時に、ユーグに四人の人質を差し出している。ここで封主が人質の提供者となっているのは、先述のように、封として設定したシヴレイ城（正確には、その四分の一）が現実にはベルナルの手中になったため、それに代わる担保という意味であつたと考えられる。注目すべきは、ここでもまたギョーム五世が以下のように人質の引渡しを求めて介入してきた点である。「つぎなる約定のもとに余に人質を預けよ。すなわち、もしベルナルが汝と結んだ約定を信義により守らねば、余は汝の監督下に人質を委ね、余が汝に負うべき援助を果たそう。」結局ユーグは再度ギョーム五世を信任する。その後、ユーグが対エムリ戦に動員されたことはすでに触れた。したがって、先のベルナルとユーグの約定による人質の設定は、ランコン領主との戦闘準備の一環であつたわけである。しかも、ギョーム五世はユーグとの別個の約定でこの人質の保有

権まで握ろうとしたのである。

この人質については、後から再度の言及がある。ユーグはエムリとの戦闘でシヴレイ城の一部を獲得したものの、重い賦課租を要求したことで城の騎士たちの反感を買っていた。騎士たちは、対抗策として、ラ・マルシュ伯ベルナルに城の引渡しを持ちかけて約定を結ぶにいたる。当然この約定を承服しかねたユーグは、今度は、ベルナルとエムリ二世（エムリの後継者）の連合軍との戦闘に追い込まれる。窮地に陥ったユーグは、先の戦闘で共同戦線を張ったギョーム五世に、法廷を開催するか、あるいは別の所領を補償として譲渡するか、さもなくば、ギョーム五世の手に委ねていた人質を引渡すよう要求する。しかし、ユーグの訴えは再度無視されることになったという。^⑤

そして最後の言及は、今述べた戦争の過程でラ・マルシュ伯のジャンセイ城をユーグが陥落させたあと、ユーグとギョーム五世およびアンジュー伯フルクとの会談の場面に出てくる。史料には明記されてはいないが、ユーグは、ジャンセイ城をフルクから授封されるという条件で攻城に及んだと見られる。というのも、ユーグが落とした城を再建すると、フルクがその引渡しを要求しているからである。三者会談の過程でフルクは、城と交換で自分がギョーム五世に人質を提供し、ユーグがギョーム五世からそれ

に代わる担保を取るという約定を提案する。この複雑な交渉は結局物別れに終わるが、二人の主君と一人の家臣が、人質を材料として戦後処理と封建関係を同時に協議した様子がよく窺われる。

以上の事例から、約定において人質が主要な交換材料として活用されたことがよく分かる。しかも、戦争における捕虜の獲得に始まり、戦争への準備、戦後処理にいたるさまざまな場面で登場する。いつてみれば、戦いのなかで獲得される身体は、こうして約定で担保とされる身体へと移行するのである。修道士たちは、和解の相手にしばしば追善の祈禱を約束した。それをあの世の生命の贈与と呼ぶことができると思えば、世俗領主たちの約定で交換されたのはこの世の生命だったといってもよいだろう。そしてギョーム五世やフルクラン上級領主は、人質が戦争と和平のこのような主要な交換材料であったために、執拗にその取引に約定をつうじて介入せざるを得なかったのである。

ところで、こうした人質をめぐるアキテーヌ公と城主の権力関係の反響は、他の史料のうちにも聞き取ることができる。それは、同じギョーム五世が司宰者となつて一一世紀初頭にポワティエで開催された「神の平和」会議の条文である。

この会議では、所領の篡奪にかかわるすべての紛争において、当事者の一方が法廷へ訴え出た場合、その地域の「*princeps* 有

力領主あるいは *judex* 裁判官」がこれを裁く義務を負うということが決定された。しかも「有力領主あるいは裁判官」は、人質を提供したうえで、「*pax* 平和」と *justitia* 正義の回復」を誓約しなくてはならなかった。もしかれらが判決の執行を怠れば、人質の安全は保証されない。また単独で執行することができなければ、その他の裁判官の援助を求め、集団的制裁によつて平和違反者を屈服させなくてはならないとされた。⑥「有力領主あるいは裁判官」とは、当然ユーグやトゥール副伯ら有力城主たちを指すはずである。また、条文中には明言されていないが、提供された人質の身柄の預かり主はギョーム五世以外には考えられない。ここで注目されるのは、第一に、この平和決議は一方の当事者からの訴えを前提としているのだから、厳密には領主間のフェーデを禁止してはいない点、第二に、裁判官の側に責任の重い負荷が課されている点であろう。しかし、『コンウエントゥム』からあきらかのように、同時に彼らこそが所領をめぐる紛争の最大の当事者、しかもフェーデをも辞さない当事者でもあったはずである。したがつて、ここで問題になっている事態は、単なる裁判権の強化ということよりもずっと複雑だと考えられる。

そこで想起されるのは、城主たちの「平和と正義」にアキテーヌ公が人質を求めて介入するという構図は、『コンウエントゥム』

と重なる部分が小さくないという点である。二つの史料から見えてくるのは、アキテーヌ公が、裁判官ともまた係争の当事者ともなりうる有力領主層から人質を差し出させ、それを梃子として、ある場合には紛争解決に介入し、それが巧を奏さないときは反抗する領主への武力攻撃をほかの領主に命じる体制ではないだろうか。^⑧ 違いといえば、『コンウエントウム』では、ギョーム五世の絶えざる介入が、いつも個別の領主との私的な交渉と取り決めという形式をとっている点である。しかし、それも説明のつかないことではない。おそらく「神の平和」ではフェーデそれ自体が禁止されていないことから、戦争を含めた現実の紛争の次元では、個々の関係に応じた契約である約定を交わすという別の対応策が必要とされたのだろう。

じつさい、『コンウエントウム』にはこうした体制を連想させる箇所がある。ユーグがラ・マルシュ伯ベルナルとの戦闘で、ラ・マルシュ伯領内に城を建造して優位に立ったさいに、ギョーム五世が下位領主のすべてにユーグへの助力を禁止する命令を発する場面（『局面②』）がそれである。ギョーム五世は、このあと両者の間に一五日間の休戦を定めた約定を結ばせるのである。ただし、ギョーム五世は、休戦期間中にユーグを封臣の奉仕義務と称してガスコーニュ公との会談に連れ出し、ベルナル側休戦

破りの機会を与えてしまう。^⑨ ここにも、必ずしもニュートラルとはいえない平和仲裁者としてのギョーム五世の立場がよくあらわれている。

世俗領主間の紛争でも、和解にさいして頻繁にモノの交換がなされていたことは本章の検討からあきらかであろう。しかし、人質の交換は単なる反贈与とは異なっている。それは、和解の保証だけでなく、戦争の目的（捕虜の獲得）あるいは戦争の準備条件とも、また封の担保ともなることで、紛争を土台とする権力関係の基本的なファクターとなっていたのである。

① S. D. White, "Pactum legem vincit et amor iudicium", pp. 302-303.
 ② 当時、捕虜となった騎士を請け戻させる慣行が始まりつつあった点については、拙稿「西部・中部フランス封建社会における領主裁判」『史林』八六一五、二〇〇三年、四五—四九頁。

③ *Le conventum*, pp. 126-127.

④ *Le conventum*, p. 128.

⑤ *Le conventum*, pp. 130-131.

⑥ *Le conventum*, pp. 132-133.

⑦ Mansi, (ed.), *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, vol. 19, col. 265-268.

⑧ 平和誓約者間の人質の交換とそれを掌握しようとする諸侯や国王という構図は、ブルゴーニュと北フランスの平和会議にも見られた点に注意しなくてはならない。江川温「ロベール二世の王権と『神の平和』運動——一〇二〇年代初のブルゴーニュと北フランス——」関西

中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』法律文化社、一九九四年、三五―五四頁。この論文の四八―五二頁には、ヴェルダン・シュール・ドゥー会議（一〇九一―一〇三二年）での決定に基づく誓約文と、コンピエーニュ会議（一〇三三年ごろ）に由来するボーヴェー司教区での誓約文の邦訳が掲載されている。

⑥ *Le conventum*, pp. 131-132.

四 ユーグによる忠誠破棄——戦争と証明——

『コンウエントウム』の最後には、ユーグによるアキテーヌ公に対する忠誠破棄の場面【局面②】が描かれている。そこでは、戦争や君臣間の忠誠という問題が今まで以上に鮮明に問われるだけでなく、法廷の証明の場面があらわれて、両者の紛争状態はクライマックスにいたる。本章では、この部分を詳しく分析することによって、これまでの議論を補完したい。

戦争に関連していえば、『コンウエントウム』から窺われる特徴のひとつは、戦争の正当な根拠を示そうとする態度である。ユーグとトゥアール副伯、ランコン領主、ラ・マルシュ伯とのそれぞれ

の戦争には、すでに示唆したように、かならず特定の根拠が示されていた。それは第一に、紛争物件の城がリュジニャン家の相続財産であるという主張である。シヴレイ城の一部、シゼ城は、かつてはユーグの家系の属する所領だったことがしきりと強

調されている。^①第二は約定の存在である。ユーグは、ラ・マルシュ伯との約定が原因で、約束された封を奪取する戦争への参加を余儀なくされた。しかし、そうした場合にまして重要なのは、主君との戦争の根拠であろう。ユーグの忠誠破棄とそれに続くギョーム五世との戦争では、以下のように紛争にかかわるさまざまな論点が集約的にあらわれるのを見ることができる。

ラ・マルシュ伯ベルナルと戦闘状態に入ったユーグが、敵方のジャンセイ城を陥落させたことは前章でも触れた。この後、最終的にはジャンセイ城の処理にかんする約定がギョーム五世とのあいだで結ばれる。ユーグはジャンセイ城をギョーム五世に引渡し、代わりにべつの封を受け取ることになった。同時にユーグは、自分の同意なくジャンセイ城をラ・マルシュ伯へ返還しないとの言質をギョーム五世から得た。そして、もしこの約定が反故にされたときは、家臣としての奉仕を解消するとの意思を表明していた。

しかし、ギョーム五世はやはり今回も、「金銭と所領と引き換えに」ジャンセイ城をエムリ二世に返還してしまふ。しかも、ギョーム五世の背信はそれだけにとどまらなかったことを『コンウエントウム』は力説する。約束した代替の封の授与期限がきてもそれはたさず、さらには二度目の期限も破り、ついにはユーグ

に向かって、「たとえこの世界すべてが余のものであっても、指の先にかかるほどのものさえ汝に与えるつもりはない」と言い放ったというのである。これを聞いたユーグはギョーム五世の法廷に出向き、償いを要求する。案の定、要求は聞き届けられない。ここで、ついにユーグは最終手段に訴える決意をする。「居並ぶ皆のまえで、伯（公）の都市と身体をのぞいて」いっさいの忠誠を破棄すると宣言したのである。^②

この場面を描くにあたって、書き手は、ユーグの忠誠破棄を正当化するいくつかの根拠を周到に示している点にまず留意すべきだろう。それは、先立つ約定に破棄の予告が含まれていたこと、じつはそのさいにユーグの家臣団から反対の声があがっていたこと、ギョーム五世が（城の返還と授封について）二重の裏切りをはたらいしたこと、家臣への給付という主君の疑いのない義務をギョーム五世が嘲笑したこと、さらには、ユーグがこれだけの正当な理由をもつても何の代償も得られなかったことなどである。それとあわせて重要なのが、忠誠破棄は君臣関係の解消というだけでなく、潜在的には戦争の予告でもあるという点である。じつさいギョーム五世は、「ユーグやその封臣が侵攻を始める前に」先制攻撃に出る。書き手は、「guerra 戦争の名のもとに」^③という表現で、正式な宣戦布告というニュアンスを伝えようとしている。

そしてここで注目すべきは、こうして始まった君臣間の武力衝突が、無制限な攻撃ではなく、以下のようないくつかの条件のもとにあったという点である。

第一は、ユーグの忠誠破棄には、主君の「都市（ボワティエ）と身体」は攻撃対象から除外するとの留保が付されていたこと、つまり、主君の人身とその居城の安全は保証したことである。『コンウエントウム』のこの部分は、封建義務の内容を問うギョーム五世に答えたシャルトル司教フルベールの著名な書簡（一〇二一年）と比較対照することで理解を深めるべきだろう。フルベールは、まず家臣の義務に言及する。すなわち主君の、①人身、②秘密や防衛、③正義・名誉、④財産に損害を与えてはならならず、また、主君の、⑤「する良きこと」、⑥実現可能なことを妨害してはならない。つぎに、主君自身も家臣に対して同様の義務を負うこと、さらに、「悪事を避けるだけでは不十分であり、（家臣は）主君に助言と援助を与えるべきである」とも付け加えている。^④つまり、フルベールは、家臣と主君が相互に「してはならない」ことを列挙し、「すべきこと」については、かなり漠然とした一般論を述べているにすぎないといえる。ユーグの忠誠放棄は、フルベールの見解との関連では、右の①と④をのぞくいっさいの義務、とくに「すべきこと」を放棄したとい

う点で部分的なものであったということができる。そしてより一般的な次元では、「すべきこと」について曖昧な規定しか存在しないということが、逆に、個別の交渉によって封建関係を調整する約定という手続きを世俗領主間で不可欠なものにした一因だともいえるだろう。

第二は、戦争がいったん開始されると、ユーグの反撃は直接ギヨーム五世に向けられるのではなく、むしろユーグ自身が相統權や過去の約定から權利を主張しようと見なす城の攻略というかたちをとったことである。ユーグが狙ったのは、「おじの保有していた」シゼ城とその主塔であった^⑤。したがって、ユーグの忠誠破棄は、主君からの承諾とは無関係に自らの「平和と正義」を追求するという宣言と理解することができる。

第三は、戦争は容易に和解の折衝へと移行しえたことである。ユーグがシゼ城主ピエールを追放し、戦局で優位に立つと、ギヨーム五世は休戦を持ちかけるのである。まず、彼はユーグにシゼ城の返還を要請する。しかし、逆にユーグは、シゼ城の主塔だけでなく父とおじがかつて保有したすべての封、そしてバルトゥネイ領主ジョスランの封、さらには過去の約定のなかで約束されたすべての物件の引渡しを要求する。もちろん、これらはその時点では他の城主が保有していることは明白で、ユーグにすればむ

しろ譲歩を引き出すための便法にすぎなかったろう。これに対しギヨーム五世は、他の要求すべてを放棄するかわりに、シゼ城のみを受封するという妥協案を提示する。ユーグは再三にわたる主君の裏切りを顧みて、最初は難色を示す。しかし、なんとか和解に持ち込みたいギヨーム五世は、ここで自らの信義を証明するための興味深い提案をおこなう。すなわち、自らの「隸僕に *portet iudicium* 判決を運ばせる」というのである。この言い回しは、ふつう熱鉄審を指すときに使われるものにはかならない^⑥。つまりギヨーム五世は、家臣に対する忠誠の証明として、神判を提案したのである。ただじつさいには、この申し出に態度を軟化させたユーグが次のように再度恭順の意を示したために、神判が挙行されることはなかった。「あなたはわたしの主君だ。あなたが保証を受け取るわけにはゆかない。主の慈悲とあなたの意にわたしを委ねる」と。*『コンウエントウム』*は、こうして最後の忠誠の約定が交わされたとの記述で結ばれている^⑦。

以上の忠誠破棄以降の紛争プロセスでとくに目を引くのは、戦争そのものの限定されたやり方、そして和解のまえの証明というハードルの存在の二点である。家臣であるユーグは、主君の安全を保障しつつ、自らの「正義」を貫徹するかたちで限定的な戦争を進めた一方で、主君ギヨーム五世は家臣を和解へと引き戻した

めに神判というリスクを自ら引き受けなくてはならなかったといえる。ここには、戦争が一定の型に則って進められるためのルールに、和解を実現するための法廷のルールが呼応して、世俗領主間の権力関係の展開に筋道をつけているのを見ることはできないだろうか。さらに、ここでもふたたび戦争と和解をつなぐ役割を果しているモノを指摘することができる。それは主君の身体である。戦争の危険をひとまず免除される一方で、神判の試練にさらされる身体である。家臣たちの身体が、戦争、約定、「神の平和」のなかで人質として取引されたことはすでに述べた。主君の身体も、戦争や裁判の証明の極限状態のなかでは同じく取引の対象と観念されたのである。君臣間の忠誠をめぐる生ずる戦争と神判は、これまた騎士文学の一大テーマとなるのだが^⑧、現実もフィクションも、戦争と和解のなかで危険と試練にされされる身体という同じ問題のまわりを巡っていたのである。

- ① *Le conventum*, pp. 127-128, 135.
- ② *Le conventum*, pp. 133-135.
- ③ *Le conventum*, pp. 135.
- ④ F. Behrends (ed.), *The Letters and Poems of Fulbert of Chartres*, 1976, pp. 90-93.
- ⑤ *Le conventum*, pp. 135-136.
- ⑥ J. F. Niemeyer (ed.), *Mediæ Latinitatis Lexicon Minus*, 1976, p. 815.

- ⑦ *Le conventum*, pp. 136-138.
- ⑧ S. D. White, "The Problem of Treason".

結 び

本稿は、「司法ⅡコンセンサスⅡ和解」という見方を批判して、司法を、むしろその外部にあつて、その時代特有の経験を作り出すはたらきの一環として捉えることを目指した。『コンヴェントゥム』の分析から見えてきたのは、司法と戦争と封建関係の切り離しがたい結びつきである。一見、和解のように見える約定は、戦争を合理化するこの時代特有のひとつの手続きでもあった^⑩。また、個々の紛争は、封の授受を生み出す要因そのものでもあった。こうした社会的背景のなかで、身体には特別の価値が与えられた。当時、戦争捕虜となった騎士に身代金を設定する慣行が定着しつつあったが、人質はまた約定の保証としても、封の担保としても交換された。主君の身体にしても、究極の場面では取引の対象として観念されたのである。

もとより、本稿の主張は、一史料の分析の域を大きく越えるものではない。しかし、修道院史料に偏った従来の紛争研究の前提に疑問を投げかけ、一一世紀の世俗社会をそれとは違った脈絡のなかに置き直すという提言の役割は果たせたのではないだろうか。

最後に、その後の時代における君臣関係、紛争、身体の価値の展開についてひとつの見通しを述べて、本稿を締めくくりにしたい。

『コンウエントウム』のなかでは、口頭で取り交わされ、しかもかなり漠然とした一般的義務としてしか観念されていなかったようにおもわれる封建契約は、フィリップ・オーギュストの時代には文書に記録されるようになる。^② しかもそのうちのいくつかは、忠誠の証明方法として、神判や決闘ではなく、証人による調査を規定するようになるだろう。^③

中世後期にはさらなる変化が待っている。『lèse-majesté 国王大逆罪』の概念が確立し、その結果、『コンウエントウム』で力説されていた裏切りは、今後は主君ではなく、もっぱら家臣の行為と定義されるようになるだろう。^④ そのとき、反逆の行為はたんに国王の生身の身体に対する攻撃にとどまらず、国王の不可視の身体への攻撃（「国王の二つの身体」^⑤）として広義に解釈されるようになる。やがてアンシャン・レژیーム期には、犯罪の定義そのもののなかに、君主への反逆という概念が含まれるにいたるだろう。^⑥

一一世紀の主君ギヨームの身体は、（代理とはいえ）神判の試験にさらされる身体だった。その身体は戦争のなかで相対的に安全を保証されていたとはいえ、約定と戦闘のなかで取引される家臣の身体とそれほどかけ離れているわけではなかった。しかし、中世後期以降、国王の身体は特別な価値を帯び始めるのである。その理由は、『コンウエントウム』に見られた君臣間の忠誠と紛争という問題に、君主に対する反逆と犯罪というべつの問題が徐々に取って代わってゆく歴史的プロセスのなかを探し求めるべきだろう。

- ① うすれ中世後期には、「戦争の法」が発達することになる。M. H. Keen, *The Latency of War in the Late Middle Ages*, 1965.
- ② J. W. Baldwin, *The Government of Philip Augustus: Foundations of French Royal Power in the Middle Ages*, 1986, pp. 259-269.
- ③ 'la justice' M. Norier (éd.), *Recueil des actes de Philippe Auguste*, vol. 4, 1979, no. 1445.
- ④ S. H. Cutler, *The Law of Treason in Later Medieval France*, 1981.
- ⑤ エルンスト・H・カントロヴィッチ（小林公訳）『王の二つの身体——中世政治神学研究——』平凡社、一九九二年。
- ⑥ ミシェル・フーコー、前掲書、九—四七頁。（京都府立大学非常勤講師）

essential differences, but also noting the similarities, one sees that Temple's view of the church played an important role in the history of the period.

Conflicts of Secular Lords in Light of a Historical Document
from 11th-Century Poitou: Amicable Settlements,
War, Vassalage, and Bodies

by

TODOROKI Kotaro

Studies of conflicts and their resolution in medieval European society have proliferated recently. One can, however, point out that these studies display two problems. One concerns documentation: prior studies have focused almost exclusively upon monastic documents, which have led them to stress the importance of amicable settlements or compromises in feudal disputes. The other is a theoretical one: those studies have viewed the judicial system only in terms of its function in eliminating disputes or military confrontations and restoring social order. The author believes that this presupposition is in need of re-evaluation. For this reason, this paper analyzes a rare historical document from early eleventh-century Poitou, a region in Western France. The document closely depicts conflicts between secular lords from a worldly perspective. This document, entitled "le conventum," is something of an apology whose writer attempts to support and justify the claims of one of the antagonists, Hugh of Lusignan, against other secular lords, and above all, William V, Duke of Aquitaine. The paper also argues that those compromises concluded in the course of conflicts between the secular lords are closely connected to factors considered outside the sphere of justice, such as warfare or feudal contracts.

Firstly, the conflicts observed between castellans in this region were never free from intervention from their superior, Duke William. Importantly, his intervention was far from the neutral mediation stressed by previous researchers who relied on monastic documents. William is depicted, for example, requesting that Hugh cancel a pact of amicable settlement that he had concluded with another castellan and instead sign another which was more politically favorable to the duke himself. At first glance, some pacts or conventions concluded between secular lords, including the Duke of Aquitaine, seem to be compromises between them. Actually, in most cases, they are

at the same time designed to advance preparations for war against some other lord. Those compromises also included contracts of vassalage, thereby playing a determining role in regulating the relationships between secular lords. It can be said, therefore, that the relations of power in this society were largely determined by its conflictual structure.

Secondly, the conventions concluded during the process of the conflicts often prescribed the handing over of hostages as security from one party to the other or to the Duke of Aquitaine. Those deals can be considered as representing a linkage between settlements, act of the legal system of justice in its broadest sense, and warfare, action outside the system, because prisoners of war were sometimes used as hostages in compromises, or because hostages were handed over in preparation for war in place of fiefs.

Thirdly, the last scenes of "le conventum," in which Hugh of Lusignan declares the breaking of his vow of fealty to Duke William, which leads to open warfare between them and finally to the signing of another pact for an amicable settlement, are interesting in that we can see that unwritten rules govern the prosecution of war and proceedings of the court.

In conclusion, the relations of power between secular lords in early eleventh century Poitou seem to have been based upon a permanent state of conflict. This does not mean that this society had fallen into a state of anarchy. Instead, the pacts and conventions concluded in the process of resolving conflicts helped to create, or recreate, vassal relations at times and justified war at others, thereby determining how secular lords dealt with each other in this society.